様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 2024年9月10日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） かぶしきかいしゃ　きんすいかん  一般事業主の氏名又は名称 株式会社　錦水館  （ふりがな）たけうち　ともひろ  （法人の場合）代表者の氏名 武内　智弘  住所　〒739-0558  広島県廿日市市宮島町1133番地  法人番号　9240001027935  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXにおける当社の取り組み | | 公表日 | 2024年7月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレート内「DXにおける当社の取り組み」の「経営理念」「DXに関する方針」にて公表  <https://sites.google.com/view/kinsuikan-dx/%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%A0?authuser=0> | | 記載内容抜粋 | 経営理念  1.私たちは、宮島を愛し、お客様へ最高の笑顔で”おもてなし”をいたします。宮島と宿の価値をお伝えし、楽しい体験を提供し、幸せな気分になっていただきます。  2.私たちは、百年宿としての自覚と誇りを持って、錦水館ブランドを進化させてまいります。  3.私たちは、宿の仕事を通じて、「お客様」「スタッフ」「地域社会」に新しい価値観を創造し、共に成長をつづけます。  DXに関する方針 錦水館では、デジタル技術を活用することで、商品やサービスの向上、ビジネスモデルの変革、組織・企業文化への浸透を目的とする。競争環境が激しい状況下であっても、浸透することで、より多くのお客様に必要とされる企業となる。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された方針に基づき作成された内容であって公表媒体に記載されている事項である。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXにおける当社の取り組み | | 公表日 | 2024年7月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内「DXにおける当社の取り組み」の「DX戦略」にて公表  <https://sites.google.com/view/kinsuikan-dx/%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%A0?authuser=0> | | 記載内容抜粋 | DX戦略  ・お客様評価をLark（総合DXツール）で見える化する。  ・お客様の改善要望ですぐにできる事は当日のチェックインまでに対応をする。  　設備等の改善は優先順位を決めて、重要度の高いものから改善を行う。  ・お客様の定量情報と定性情報から分析する。  クチコミ評価の良い点・改善点をテキストマイニングで可視化する。  ・宿泊データを基に、商品企画を行う。  ・お客様のクチコミ評価、宿泊業績データを基に、設備投資の優先順位を決める。  ・毎年組織プロフィールを作成し、俯瞰して自社を見る。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された方針に基づき作成された内容であって公表媒体に記載されている事項である。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内「DXにおける当社の取り組み」の「DX推進体制」「DX人材の育成」にて公表  <https://sites.google.com/view/kinsuikan-dx/%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%A0?authuser=0> | | 記載内容抜粋 | 当社では、DX推進を強化するため、2021年よりDX推進チームを発足し、外部講師、パートナー企業とリレーションを組み、デジタル人材育成・IT導入促進・ITツアーの活用サポートを推進してまいります。  現場担当スタッフは社外研修（DXに関する方針に準ずる）に参加。また外部のDX推進プログラムを社内で開催し、ITツールの知識や活用事例などを蓄える。  半期に1回のデータドリブン大会を開催し、課題や課題解決にどのようなデータやツールを使ったのか？を各部門で発表し、成功例の共有を行っている。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内「DXにおける当社の取り組み」の「DXを進めるための環境の整備」にて公表  <https://sites.google.com/view/kinsuikan-dx/%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%A0?authuser=0> | | 記載内容抜粋 | 顧客データを管理する基幹システムの入替を行う。顧客データが抽出しやすいカスタム帳票をシステム会社と構築し、データベースの取り方を改善。  また社内の連絡、稟議、マニュアル等をLarkという総合DXツールを導入し、情報の環境整備を実施し、アカウントをスタッフに付与し、複数のツールでなく、ひとつのツールで情報共有ができる環境を整えた。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXにおける当社の取り組み | | 公表日 | 2024年7月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内「DXにおける当社の取り組み」の「DX戦略達成を図る指標」にて公表  <https://sites.google.com/view/kinsuikan-dx/%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%A0?authuser=0> | | 記載内容抜粋 | 以下の指標をKPI指標として達成度を管理する。  ＜顧客満足度＞  OTAのクチコミ評価4.5以上、自社アンケート2.5以上  ＜業績数値目標＞  粗利益80%の予算達成及び、経常利益率20％の予算達成を掲げる。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年7月30日 | | 発信方法 | 当社コーポレートサイト内「DXにおける当社の取り組み」の「代表メッセージ」にて公表  <https://sites.google.com/view/kinsuikan-dx/%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%A0?authuser=0> | | 発信内容 | 株式会社錦水館では、デジタル技術を活用することで、商品やサービスの向上、ビジネスモデルの変革、組織・企業文化への浸透を目的とする。浸透することで、より多くのお客様に必要とされる企業となる。  今後の展望としては、「おもてなしの力で、関わる人々を豊かにする」ために、お客様に喜ばれる仕事を通じて、働くスタッフの生活の安定とやりがいを創出し、地域社会、宿泊業の発展に貢献する。  そのために、  ・顧客データに基づく商品・サービス・設備投資などをデジタルツールを積極的に活用し、お客様価値の向上に役立てて、よりお役立ちのできる企業となる。  ・デジタル活用の人材育成をより活発にするために、年間200万以上の投資を行い、お客様満足度の向上とスタッフの生活を豊かにする取り組みを継続していく。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年7月頃　～継続中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」により自己分析を行い、IPAの自己診断結果サイト（https://www.ipa.go.jp/digital/dx-suishin/about.html）により入力している |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023月7月頃　～継続中 | | 実施内容 | セキュリティアクション制度に基づき2つ星の自己宣言を実施している。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。